

令和8年度 軽自動車税（種別割）のグリーン化特例（軽課）

- ① 適用期間：令和7（2025）年4月1日から令和8（2026）年3月31日までに最初の新規検査を受けた四輪及び三輪の軽自動車
- ② 軽課年度：最初の新規検査を受けた年度の翌年度

【対象車両・軽減割合】

対象・要件等			軽減割合			
軽乗用車	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制に適合し、かつ窒素酸化物の排出量10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合） 		おおむね75%軽減			
	ガソリン車 ※ハイブリッド車を含む	<table border="1"> <thead> <tr> <th>排出ガス性能</th> <th>燃費性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年排出ガス規制75%低減 又は平成30年排出ガス規制50%低減</td> <td>令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成</td> </tr> </tbody> </table>	排出ガス性能	燃費性能	平成17年排出ガス規制75%低減 又は平成30年排出ガス規制50%低減	令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成
排出ガス性能	燃費性能					
平成17年排出ガス規制75%低減 又は平成30年排出ガス規制50%低減	令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成					
軽貨物車	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制に適合し、かつ窒素酸化物の排出量10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合） 		おおむね75%軽減			